

[15] 一宮市養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の概要

1 条例の趣旨

「老人福祉法」及び「社会福祉法」に基づき、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームに関する基準を定めるものです。

2 条例の概要

厚生労働省の省令が定める基準を満たさなければなりません。

(1) 国及び愛知県の法令等との関係

厚生労働省令	愛知県条例	市条例
①養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例	一宮市養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例
②特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準		
③軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準		

(2) 独自基準の主なもの

項目	愛知県	一宮市
非常災害対策	省令の内容に加えて、関係自治体、他の社会福祉施設、地域住民等との連携協力の体制を整備するよう努める。	愛知県と同じ
記録の保存	5年間 (省令の基準は2年間)	愛知県と同じ
特別養護老人ホーム（ユニット型及び地域密着型を除く。）の居室の定員	知事が認めた場合には2～4人も可。 (省令の基準は1人)	愛知県と同じ (市長が認めた場合には2～4人も可。)

3 施行予定日

令和3年4月1日